

外国人留学生に対する 労働行政施策について

平成19年6月27日
厚生労働省

第1 留学生政策は国家戦略

＜日本経済の進路と戦略（H19.1.25 閣議決定）＞

- ・ 質の高い留学生の確保に留意しつつ外国人留学生制度の充実や**就職の支援を図る**とともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める。また、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大（中略）を図る。

＜アジア・ゲートウェイ構想（H19.5.16 策定）＞

- ・ 日本企業における就業機会は、日本留学の極めて大きな魅力であり、日本経済にとっても、優秀な留学生を育成・獲得するメリットが大きいことを踏まえ、（中略）**インターンシップ等の更なる充実、就業支援等を図る。**

<改正雇用対策法の成立 (H19.6.8 公布。H19.10.1 施行)>

- 留学生を始めとする「高度の専門的な知識・技術を有する」外国人労働者の就業促進を**国が講ずべき雇用対策**として明確に位置付け
- 適切な雇用機会が得られ、能力発揮ができるよう、**事業主の雇用管理の改善を努力義務化**
- 国は企業向けのガイドラインを策定し、募集・採用や、人事管理を始め、企業による雇用管理の改善を後押し。

第2 留学生の就職の現状

○ 日本での就職の現状

- ・ 留学生が卒業後就職することとなる専門的・技術的分野については、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下、**広く就業可能**
- ・ 日本で就職を希望する留学生は多いが、必ずしもその**希望が実現されていない**。

・ 留学生の進路状況

卒業生約3万2千人のうち、国内就職が約8千人（約25%）
（日本での就職を希望する留学生の割合：39.1%）

※ 留学生の日本での就職を希望しない理由

「日本企業において外国人が出世するには限界があるため」と回答した者が34.1%

第3 就職支援対策

○ 留学生と企業との間のミスマッチ対策

＜外国人雇用サービスセンター(東京・大阪)を中心に以下の対策を実施＞

① マッチング機能の強化

- ・ 高度人材に係る求人等の情報を同センターに集約。
(就職活動のコアとして位置付け)
- ・ 学生職業センターとの連携、求人開拓、面接会、きめ細かなフォローアップ等による全国規模での**マッチング機能**の強化。

② 質の高い留学生の国内就職の促進

- ・ 就職ガイダンス等を在学年数の早い段階から実施
(国内就職を意識付け)
 - ・ 大学等の就職指導担当者との連携を強化
 - ・ 企業の雇用管理に係る個別アドバイス
 - ・ 受入企業、大学、国内就職した留学生等と連携し、外国人材の活用や、能力発揮のための**環境を整備**
- 今後、さらに、留学生が、我が国での本格就労に向けた**実践的準備の機会**（インターンシップ等）を得られるよう支援。

留学生の国内就職促進に向けた取組みについて

